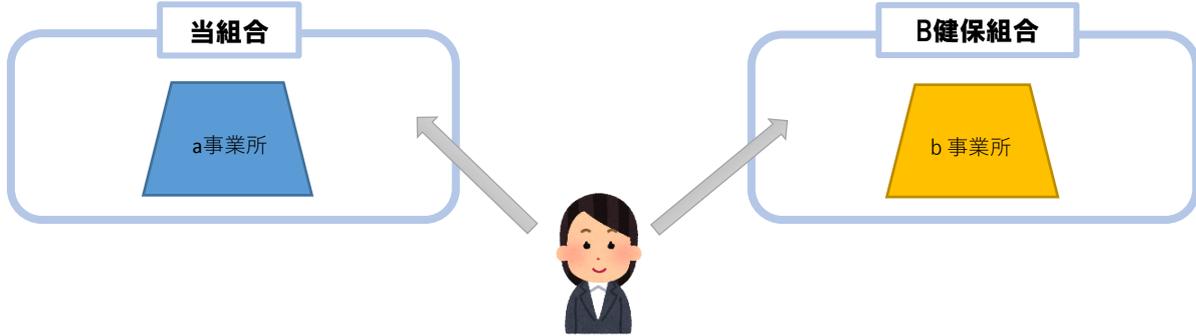


# 2カ所以上で働いている方は届出が必要です！

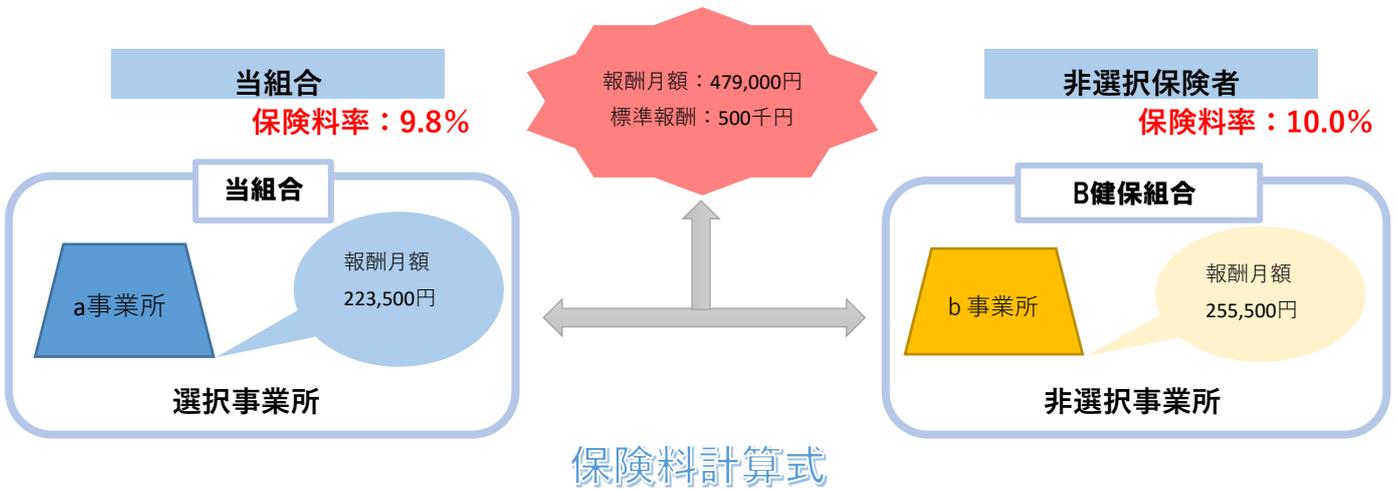
二以上事業所勤務者とは・・・被保険者が同時に複数（2カ所以上）の適用事業所に使用（勤務）されることをいいます



⇒被保険者はどちらの健康保険組合にするか選択し、当組合を選択する場合には選択した事業所経由で二以上事業所勤務届をご提出ください

※当組合が非選択の場合は資格取得届・二以上事業所勤務届の提出は不要です

二以上事業所勤務届を提出後、按分計算された決定通知を送らせていただきます



## 保険料計算式

$$\begin{aligned} \text{a事業所} &: 500 \text{千円} \times 9.8\% \times 223,500 / 479,000 = 22,863 \\ \text{b事業所} &: 500 \text{千円} \times 9.8\% \times 255,500 / 479,000 = 26,136 \end{aligned}$$

端数処理の結果として、納入される保険料の合計が、被保険者の標準報酬月額額の保険料額に満たない場合も、法令に基づく処理の結果であるため、問題ありません

2024年10月には※特定適用事業所の要件が改正されます

※特定適用事業所とは、1年のうち6カ月以上、事業所における被保険者の総数が101人以上となることを見込まれる企業のことをいいます

特定適用事業所になると、週の労働時間、1カ月の労働日数が正社員の4分の3未満で下記の要件をすべて満たす方は、短時間労働者となり、被保険者資格を取得することとなります。

週の労働時間が  
20時間以上

雇用期間が2カ月を  
超えて見込まれる

賃金の月額が  
8.8万円以上

学生でない

特定適用事業所に勤務していること  
(改正前⇒被保険者の総数が101人以上、改正後⇒被保険者の総数が51人以上)

それともない、事業所様で二以上事業所勤務者の確認をお願いいたします。